

北海道告示第11187号

北海道が令和7年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

令和7年7月4日

北海道知事 鈴木 直道

(総合政策部所管分)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
<p>北海道特定有人国境離島 地域航空路運賃低廉化事 業</p> <p>北海道本土と道内の特 定有人国境離島地域（奥 尻島、礼文島、利尻島） を結ぶ航空路運賃の低廉 化に関し、予算の範囲内 において事業実施者に対 して交付金を交付する。</p>	<p>北海道本土と道 内の特定有人国 境離島地域を結 ぶ奥尻～函館線 、奥尻～丘珠線 、利尻～丘珠線 及び利尻～新千 歳線（チャータ ー便を除く。） の航空路事業を 営む運航事業者</p>	<p>次の各号に定める額との差 額に運賃低廉化対象者の利用 人数を乗じて得た額とし、消 費税及び地方消費税に相当す る額は含めないものとする。</p> <p>1 普通旅客運賃から26%相 当額を割り引いた額</p> <p>2 北海道特定有人国境離島 地域航空路運賃低廉化事業に より対象者に適用するものと して、北海道及び関係離島町 等で構成する道南及び道北離 島航空路線協議会での協議を 経て、道が定める割引住民運 賃の額</p>	<p>10分の7.75以 内</p>	<p>総政第14号様式 別に指示する様 式</p>	<p>総政第29号様式 別に指示する様 式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示 する日 提出先 総合政策 部航空港 湾局航空 課</p>		